

議案第 35 号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 30 年 12 月条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 22 条」を「第 21 条の 2・第 22 条」に改める。

第 11 条中「第 12 条第 1 項第 3 号」を「第 12 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 21 条第 1 項中「犬の飼い主」を「飼い主」に、「犬が」を「動物が」に改める。

第 6 章中第 22 条の前に次の 1 条を加える。

（動物愛護管理員）

第 21 条の 2 市長は、法第 37 条の 3 第 1 項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員を置くとともに、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。